

北広島町男女共同参画プラン（第3次）
～みんなで創る いきいき のびのび 北広島町～



平成30（2018）年3月

北広島町

男女共同参画社会の実現に向けて

北広島町では、平成20年に「北広島町男女共同参画プラン」を策定し、第2次の改定を行いながら、男女がお互いを認め合いつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してきました。



少子高齢化の進展や地域の過疎化による人口減少は、これまでも増して、大きな変化を本町にもたらしています。このような状況の中で、女性の地域社会や職場での活躍促進が、更に重要になっています。

この度、北広島町男女共同参画プラン（第3次）では、プラン（第2次）の基本的な視点である「つながりづくり」「魅力づくり」「やさしさづくり」の取組を継続しながら、新たに女性の活躍促進、防災における男女共同参画といった取組を進めていきたいと考えております。

男女共同参画社会の実現は、行政、企業、団体、そして町民一人ひとりが、その重要性を自分達の課題としながら、協力して取り組んでいくことが必要です。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた北広島町男女共同参画基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

北広島町長 箕野 博司

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念と施策の体系	3
第2章 施策の基本的方向と具体的施策	5
1. つながりづくり	5
(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	5
(2) 学校教育における男女共同参画の推進	11
2. 魅力づくり	13
(1) 職場における女性の活躍促進	13
(2) 子育て支援の整備	18
(3) 方針決定過程への参画の推進	22
3. やさしさづくり	26
(1) 生涯を通じた健康づくりの推進	26
(2) 誰もが安心して暮らせる環境整備	27
(3) 女性、子ども等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	29
資料 ○北広島町男女共同参画プラン（第3次）策定の経過	31
○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	31
○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	32
○男女共同参画に関する国内外の動き	33
○関係法令など	37
○用語解説	49

◆第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を緊要な課題とし、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

また、同法14条第3項では、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないとし、市町村の基本計画の策定を規定しています。

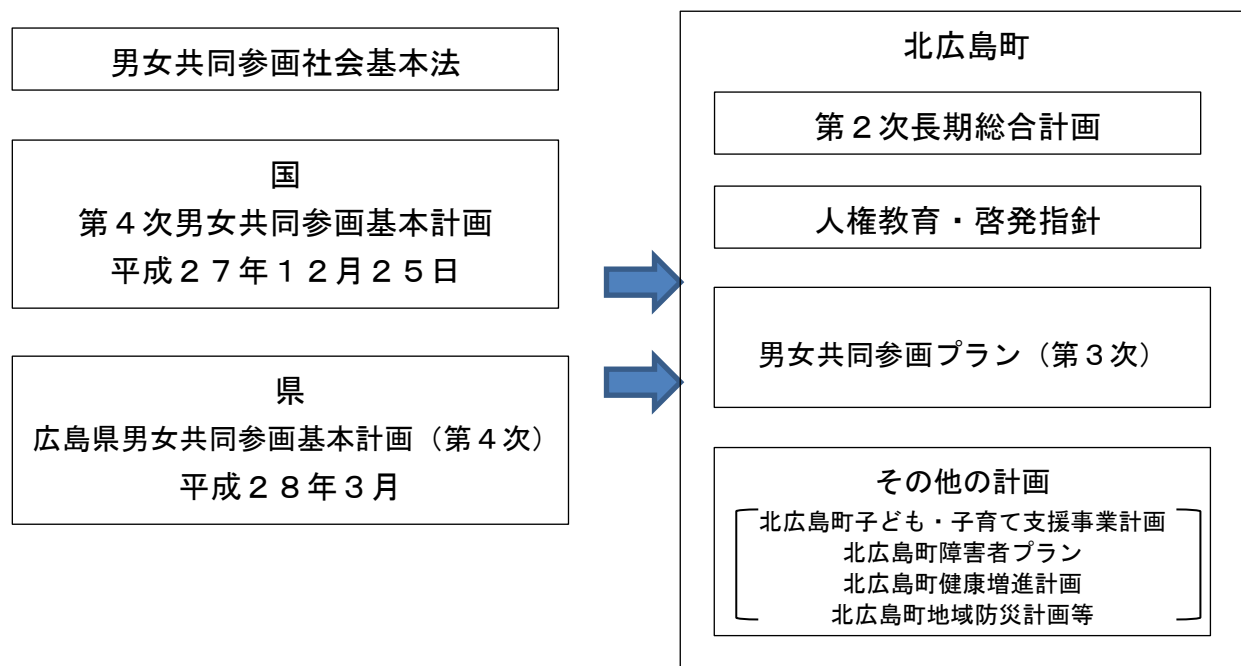
北広島町においては、平成20年7月に「北広島町男女共同参画プラン（第1次）」を策定し、平成25年8月には、「北広島町男女共同参画プラン（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めてきました。「男女共同参画に向けた意識の推進」「男女が共に働くための環境整備」「子育て支援の整備」など一定の成果を得ているものもありますが、固定的性別役割分担意識(*1)は根強く残っており、引き続き男女共同参画の取組の推進が必要です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(*2)の施行により、職場における女性の活躍を推進する取組や東日本大震災・熊本地震を経験する中で、男女共同参画の視点に立った防災など、新たな分野への取組が求められています。

このような状況を踏まえ、これまでの取組を継続しながら、新たな取組に対応するため「北広島町男女共同参画プラン（第3次）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画に位置付け、北広島町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的なことを定めます。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置付けます。



3. 計画の期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間です。ただし、社会状況の変化に応じた見直しも適宜行います。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
北広島町男女共同参画プラン(第2次)									
					北広島町男女共同参画プラン(第3次)				

4. 基本理念と施策の体系

1. 基本理念

(1) 人権の尊重

すべての人が一人の人間として尊重され、能力を発揮できることです。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会の制度や慣行が、社会活動における男女の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されていることです。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保

男女が対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場でいっしょに考え、いっしょに決定することです。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員として子育てや介護など家庭のこと、仕事や学習、地域での活動など、お互いに協力することです。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われていることです。

2. 基本的な視点

この計画の目的は、男女共同参画の推進により「一人ひとりの豊かで幸せな人生を実現すること」です。そのために、「男女共同参画を実現するための人づくり」「働きやすく生活しやすい町づくり」「安心して暮らせる町づくり」の3つの目標を設け、「つながりづくり」「魅力づくり」「やさしさづくり」という3つの基本的な視点として、男女共同参画を推進するために取り組むべき具体的な施策を展開することとします。

(1) 男女共同参画を実現するための人づくり・・・「つながりづくり」

(2) 働きやすく生活しやすい町づくり・・・「魅力づくり」

(3) 安心して暮らせる町づくり・・・「やさしさづくり」

3. 施策の体系

基本的な視点	施策の基本的方向	施 策
1. つながり づくり	(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	①男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動の展開 ☆ ②男女共同参画に関する情報の収集及び提供 ③男女共同参画学習の推進 ☆ ④男女共同参画を推進するための人材の育成 ⑤家庭生活における男女共同参画の啓発活動の推進 ☆ ⑥地域活動における男女共同参画の推進
	(2) 学校教育における男女共同参画の推進	①子どものころからの男女共同参画に関する教育の取組 ②学校生活全般において、男女共同参画の視点に立った教育
2. 魅力 づくり	(1) 職場における女性の活躍促進	①女性の活躍促進に向けた働く環境の整備 ☆ ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ☆ ③農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進 ④再就職等女性の就業に向けた環境の整備 ⑤男性の家事・育児・介護への参画の促進 ☆
	(2) 子育て支援の整備	①母子保健・医療の充実 ②保育サービスの充実 ③放課後児童クラブの充実 ☆ ④子育てにおける経済的支援の整備 ※（参考）北広島町子ども・子育て支援事業計画
	(3) 方針決定過程への参画の推進	①審議会・委員会など方針決定過程への女性参画の推進 ②地域協議会等における女性委員の登用の推進 ☆ ③女性リーダーとなる人材の育成 ④町の方針決定過程への女性の参画の推進
3. やさしさ づくり	(1) 生涯を通じた健康づくりの推進	①生涯を通じた健康づくりの推進 ※（参考）北広島町健康増進計画「まめマメきたひろしま」第2次計画
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境整備	①困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援 ☆ ②男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備 ☆
	(3) 女性、子ども等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	①女性、子ども等に対する暴力を防止するための啓発 ☆ ②配偶者等からの暴力による被害者の保護や支援等の施策の推進

☆印は、重点的に取り組む施策

◆第2章 策定の基本的方向と具体的施策

1. つながりづくり

(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

施策1. 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動の展開

☆

目指す姿

男女共同参画について町民の理解が深まり、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が地域社会において共に参画できる環境が整っています。

ア. 現状・課題

- 過疎高齢化地帯である本町においては、依然として固定的性別役割分担意識が根強い状況です。
- 平成26年に広島県が実施した県政世論調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考えに反対した人は、女性で51.8%、男性は37.3%となっています。
- 男女共同参画の推進は、人々の成長過程で形成された意識に働きかけていくことが必要であることから、継続的な取組が必要です。

イ. 具体的な施策

- 町広報「広報きたひろしま」による広報・啓発（町民課）
- 町ホームページ・きたひろネットにおける広報・啓発（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
広報きたひろしま掲載回数	1回	H28	12回	H34
町ホームページ・きたひろネット掲載等回数	2回	H28	12回	H34

施策 2. 男女共同参画に関する情報の収集及び提供

目指す姿

常に、男女共同参画に関する新しい情報が収集されており、適切に町民に対して情報提供できています。

ア. 現状・課題

○県、県内の市町及び関係団体からの情報提供により、男女共同参画に関する情報の収集は十分に行われています。

○町民からの男女共同参画に関する情報提供の依頼は少ないため、町が積極的に情報提供を行うことが必要です。

イ. 具体的な施策

○町ホームページ・きたひろネットによる情報の提供（町民課）

○町内の団体・企業に対する情報の提供（町民課）

○役場庁舎、町内の施設への関係資料の設置（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
町内の団体・企業に対する情報の提供	2回	H28	4回	H34
役場庁舎、町内の施設への関係資料の設置回数	—	H28	12回	H34

目指す姿

町内において、定期的に男女共同参画に関するセミナー、ワークショップ等を開催し、町民に対して学習機会が提供されています。また、町民が男女共同参画社会の必要性を認識しています。

ア. 現状・課題

○男女共同参画セミナーについては、平成25、26年度には開催できておらず、平成27、28年度には開催したが、継続的な取組が必要です。

イ. 具体的な施策

- 男女共同参画リレーセミナー（町民課）
- 女性団体・地域の団体・企業等への講師の紹介・斡旋（町民課）
- DVD・図書などの資料の貸出（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
男女共同参画リレーセミナーの参加率（参加者／人口）	1%	H28	3%	H34
男女共同参画リレーセミナーの定員充足率（参加者／定員）	—	H28	100%	H34

エ. 参考指標

男女共同参画セミナー開催状況

年度	テーマ	開催時期
平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	北広島町働く女性応援隊リレーセミナー 男女共同参画と「子育て」他4	8月～11月
平成28年度	北広島町男女共同参画リレーセミナー あなたは最晩年を誰に支えて貰いますか？他1	10月

施策4. 男女共同参画を推進するための人材の育成

目指す姿

町民が誰でも、男女共同参画について学ぶ機会を得ることができ、学んだことを家庭や地域で積極的に活用することができています。

ア. 現状・課題

○広島県男女共同参画財団等が実施する男女共同参画講座等の人材育成の機会はあるが、町内からの参加はほとんどない状況です。

イ. 具体的な施策

- 男女共同参画人材育成助成金交付事業（町民課）
- 男女共同参画の推進に積極的な個人・団体との連携（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
エソールひろしま大学(*3)（男女共同参画講座）等受講者累計	—	H28	10名	H34

エ. 参考指標

広島県男女共同参画財団が実施する男女共同参画講座の開催状況

年度	テーマ	開催時期
平成27年度	男女共同参画てっぱん講座 ①What's? 男女共同参画、②地域を巻き込んだ活動、「食べて語ろう会」に学ぶ、③もう、スマホのない時代には戻れない!、④法は私たちをどこまで守ってくれるのか?、⑤大介護時代を乗り切るための処方箋、⑥映画で読むジェンダー	8月～10月
平成28年度	男女共同参画てっぱん講座 ①案外知らない働く女性たちの世界、②地域社会の幸せづくり、③シングルファーザーの世界、④私たちにとって憲法とは何か、⑤娘はつらいよ、⑥ジェンダー考古学から見る世界	7月～9月

目指す姿

男女が共に、家事・育児・介護等を夫婦・家族の「共同」のものとして、コミュニケーションをとりながら行っています。

ア. 現状・課題

- 男女の固定的性別役割分担意識が残っており、家庭内の家事・育児・介護等は女性が担う傾向があります。
- 若い世代では、家事・育児を行う男性が増えています。
- 夫婦・家族が、家事・育児・介護等を「共同」のものとし、お互いに助け合いながら行えるようになる必要があります。

イ. 具体的な施策

- 夫婦・家族で参加する男女共同参画講座の開催（町民課）
- 夫婦や家族間でのコミュニケーションを進める講座の開催（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
夫婦・家族で参加する男女共同参画講座参加者数	—	H28	50人	H34
コミュニケーション講座への参加者数	—	H28	50人	H34

施策6. 地域活動における男女共同参画の推進

目指す姿

男女が共に地域活動に積極的に参画できる環境が整っています。

ア. 現状・課題

○地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることで、地域社会を豊かで活力あるものにしていくことができます。

○固定的性別役割分担意識が根強く、地域社会での男女の役割が決まっています。

イ. 具体的な施策

○固定的性別役割分担意識を改善するためのワークショップの開催（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
ワークショップの開催回数	—	H28	4回	H34

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

施策1. 子どものころからの男女共同参画に関する教育の取組

目指す姿

児童・生徒の男女共同参画についての理解が深まり、性別にとらわれることなく、社会人として必要な意欲・態度や能力の育成が図られています。

ア. 現状・課題

○児童・生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学校の教科等において段階に応じた教育が取り組まれています。

イ. 具体的な施策

○社会人として必要な資質・能力を育むキャリア教育(*4)の充実（学校教育課）

ウ. 個別目標

○児童・生徒がキャリア教育に係る学習などを記録する「わたしのキャリアノート」を活用し、自己の成長を実感させる取組を進めます。

施策2. 学校生活全般において、男女共同参画の視点に立った教育

目指す姿

児童・生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性を尊重できるよう、学校生活全般において、児童・生徒の発達段階に応じた取組の充実が図られています。

ア. 現状・課題

○学習指導要領等に則り、個人の尊厳や男女平等の理念を持つことができるよう教育が進められています。

イ. 具体的な施策

○学校生活全体を通して、学習指導要領等に則った男女共同参画の理解を深める取組の充実（学校教育課）

ウ. 個別目標

○「特別の教科 道徳」、教科「社会科」、「家庭科」等において、個性の尊重、男女共同参画等について、発達段階に応じた教育を推進し、理解を深めます。

2. 魅力づくり

(1) 職場における女性の活躍促進

施策1. 女性の活躍促進に向けた働く環境の整備

☆

目指す姿

働くことを望む女性が働き続け、その能力を十分に発揮することができる環境が整っています。

ア. 現状・課題

○家事や子育て、介護等の家庭生活における役割の多くを女性が担っています。
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(*5)等の整備によって、法律上の男女の差は改善されてきていますが、給与水準や管理職の登用など、依然として男女間の格差は存在しています。

イ. 具体的な施策

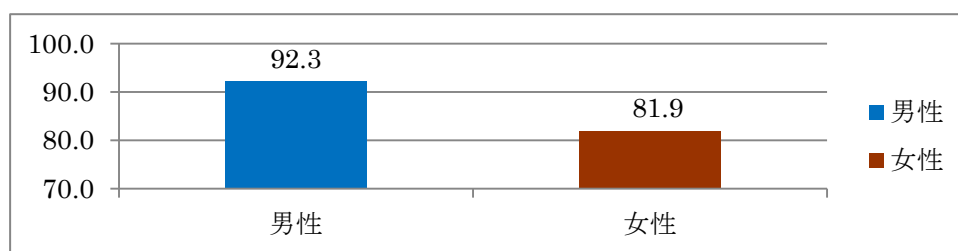
- 企業等に対する男女の均等な機会と待遇の確保の周知・啓発（商工観光課）
- 働く女性を支援する相談機会の提供（企画課）
- 働く女性を支援する就職情報・就業支援情報の提供（企画課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
女性（25～44歳）の就業率	81.9%	H27	85%	H32

エ. 参考指標

平成27年男女（25～44歳）の就業率（北広島町）（%）



参考：国勢調査

目指す姿

性別に関わりなく誰もが家庭や地域社会での生活を大切にしながら、安心して働き続けることができるよう、仕事と生活が両立できる環境が整っています。

ア. 現状・課題

- 職場で自分が休むと周囲が困るという意識から、年次有給休暇や育児休暇が取りにくい状況があります。
- 長時間労働が常態化していて、定時退社ができない状況があります。

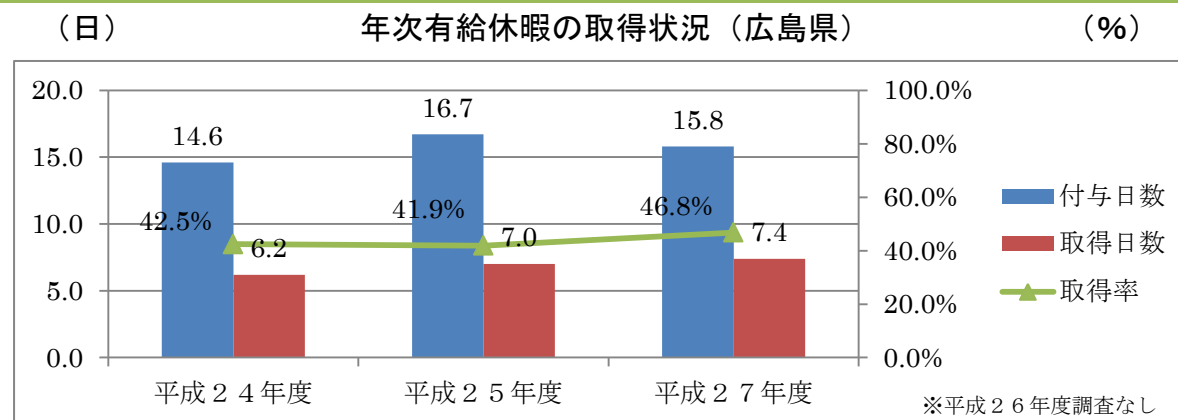
イ. 具体的な施策

- 企業に対する関係法令・制度の普及啓発（商工観光課）
- 企業における長時間労働の縮減や休暇取得の促進など働き方改革を進める取組（商工観光課・企画課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
企業に対する関係法令・制度等の情報提供回数	0回	H28	12回	H34
企業の管理職や労働者を対象とした働き方改革セミナー等の開催回数	0回	H28	2回	H34

エ. 参考指標



参考：平成27年度広島県職場環境実態調査（広島県商工労働局）

施策3. 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

目指す姿

農林水産業、商工業の分野で男女がともに経営に参画し、家庭生活においてもそれぞれの役割を果たしています。

ア. 現状・課題

○農林水産業、商工業の自営業での家族従事者である女性の労働に対する評価・労働環境が十分とは言えません。

イ. 具体的な施策

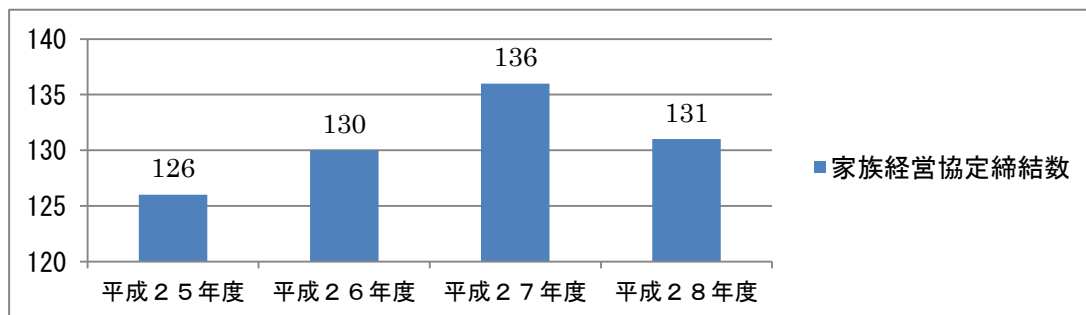
- 農業経営における家族経営協定(*7)の推進（農林課）
- 農林水産業、商工業の活性化などにチャレンジする女性への支援（農林課・商工観光課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
農業経営における家族経営協定締結数	5戸	H28	10戸	H34

エ. 参考指標

広島県内の農業経営における家族経営協定締結数（戸）



参考：家族経営協定に関する実態調査（農林水産省）

施策 4. 再就職等女性の就業に向けた環境の整備

目指す姿

再就職を希望する女性が、望む職業に就くことができ、生活に合った多様な働き方ができる環境が整っています。

ア. 現状・課題

女性の年齢別就業率のグラフは、出産や子育てを担う30歳から34歳で比率が低いM字型のカーブを描いている。近年では、この年齢の就業率が高くなり、M字型の谷が浅くなっているが、女性が出産や子育てのため、離職する傾向はあり、再就職への支援が必要です。

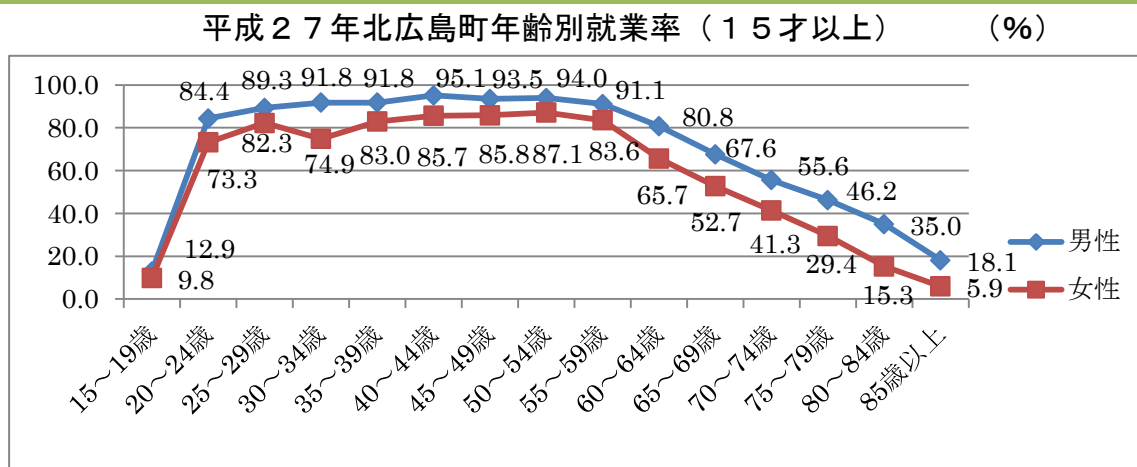
イ. 具体的な施策

- 再就職を希望する女性のための就職相談と職場紹介（企画課）
- 出産・子育て等で離職した女性を対象とした就職相談会の開催（企画課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
就職相談会参加者数	—	H28	20人	H34

エ. 参考指標



参考：国勢調査

目指す姿

男性が積極的に家事・育児・介護などに参画できるよう職場の環境が整備され、社会的にも男性が家事・育児・介護をすることが当たり前のことと認識されています。

ア. 現状・課題

- 女性が主に家事・育児・介護などを担っている実態があります。
- 男性の家庭への参画には、育児休暇等の取得の促進や長時間労働の縮減など職場環境の整備が必要とされています。

イ. 具体的な施策

- 男性の育児休暇等の取得率向上の取組（福祉課）
- 子育てサポートの認定マーク「くるみん」(*8)の取得に向けた企業の取組の支援（福祉課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
北広島町内の認定マーク「くるみん」の取得企業数	1社	H28	3社	H34

(2) 子育て支援の整備

施策1. 母子保健・医療の充実

目指す姿

安心・安全な妊娠・出産・子育てを行う環境が整っています。

ア. 現状・課題

- 生涯を通じた女性の健康支援をライフステージに応じ取り組むことが必要です。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供が求められています。
- 乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業を実施しています。
- 学校・保育所(こども園)・子育て支援センター・医療機関等と情報共有、連携強化による継続した支援体制の整備が必要です。

イ. 具体的な施策

- 乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の実施(保健課)
- 子育て世代包括支援センター(*9) {ネウボラきたひろしま(*10)} の設置
(福祉課・保健課)

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
子育て世代包括支援センターの設置の有無	未設置	H28	設置済	H34

施策 2. 保育サービスの充実

目指す姿

共働きの世帯が増える中、安心して子どもを保育所等に預けることができ、職場や地域で個人の能力を発揮できる環境が整っています。

ア. 現状・課題

- 各保育施設では、保育士不足が課題となっており、早急な対応が必要となっています。
- 保育所の半数以上が建築後30年以上を経過し、施設の老朽化・耐震性といった課題を抱えています。
- ファミリー・サポート・センター事業(*11)を行っているが、利用者が少なく、住民への周知が必要です。

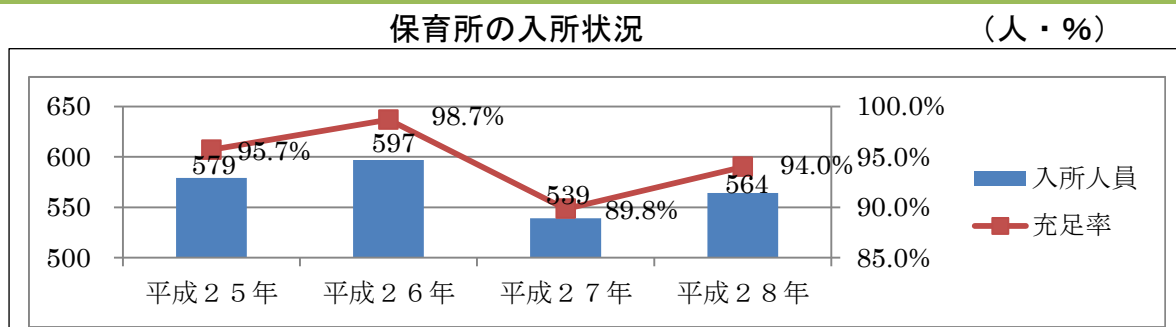
イ. 具体的な施策

- 「保育所等の適正配置の指針」を踏まえた施設の整備・充実（福祉課）
- ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員のニーズの発掘及び提供会員の登録の拡大（福祉課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
保育所の待機児童(*12)数	0人	H28	0人	H34
ファミリー・サポート・センターの提供会員数	23人	H28	30人	H34

エ. 参考指標



目指す姿

児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境が整っています。

ア. 現状・課題

- 共働き家庭等の就学児童の放課後の遊び・生活の場の確保と人材育成の観点から放課後児童クラブ(*13)と放課後子ども教室(*14)を実施しています。
- 放課後児童クラブに待機児童はないが、複数ある中で希望する放課後児童クラブを利用できないケースがあります。

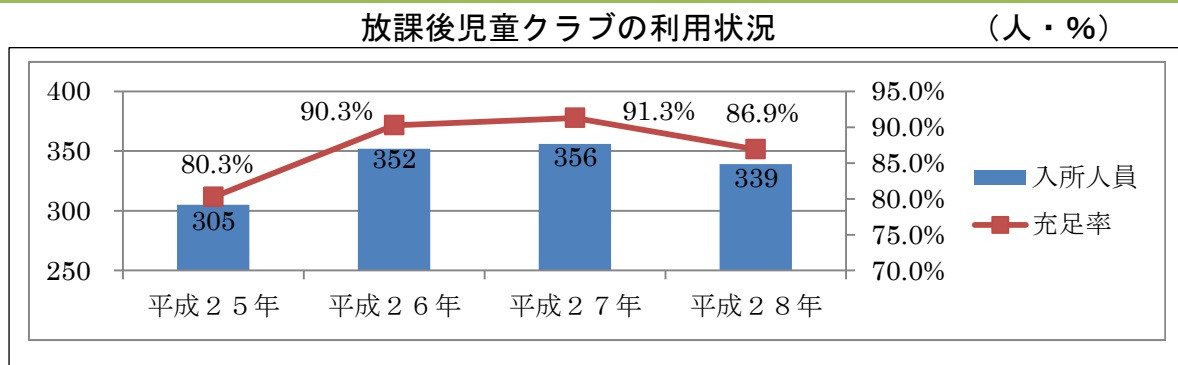
イ. 具体的な施策

- ニーズに応じた放課後児童クラブの運営（生涯学習課）
- 学童保育サービスの充実（生涯学習課）
- 支援員の資質の向上及び人員の確保（生涯学習課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
放課後児童クラブの利用状況（充足率）	86.9%	H 2 8	100%	H 3 4
支援員の研修会等への出席者述べ人数	25人	H 2 8	30人	H 3 4

エ. 参考指標



施策4. 子育てにおける経済的支援の整備

目指す姿

子育て世帯が、子育てにかかる費用を大きな負担と感じることがないように、様々な経済的支援が適切に行われています。

ア. 現状・課題

- 保育所の利用料を第3子から無料とし、国の基準より低額の料金設定をしています。
- 平成26年度から児童医療費助成を中学生へ拡大しています。
- 町が実施した子ども・子育てニーズ調査で、子育てに関する不安や負担で、「子育てに係る費用」や「子どもの教育に関すること」が上位にあがっています。

イ. 具体的な施策

- 乳幼児医療費助成制度の拡充（町民課）
- 児童医療費の助成制度の拡充（町民課）
- 保育所の利用者負担額軽減制度（福祉課）

(3) 方針決定過程への参画の推進

施策1. 審議会・委員会など方針決定過程への女性参画の推進

目指す姿

町民一人ひとりが町政や地域社会について関心を持ち、あらゆる活動に男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を深めることで、町の様々な分野における方針決定の過程において、女性の占める割合が向上しています。

ア. 現状・課題

町の審議会等(*15)委員への女性の占める割合は、平成28年度の調査で24.1%と目標値の30%を下回っています。地域活動においても、通常地域活動は女性に支えられている面が多いにもかかわらず、方針等の決定には女性の意見が十分に反映されているとは言えません。

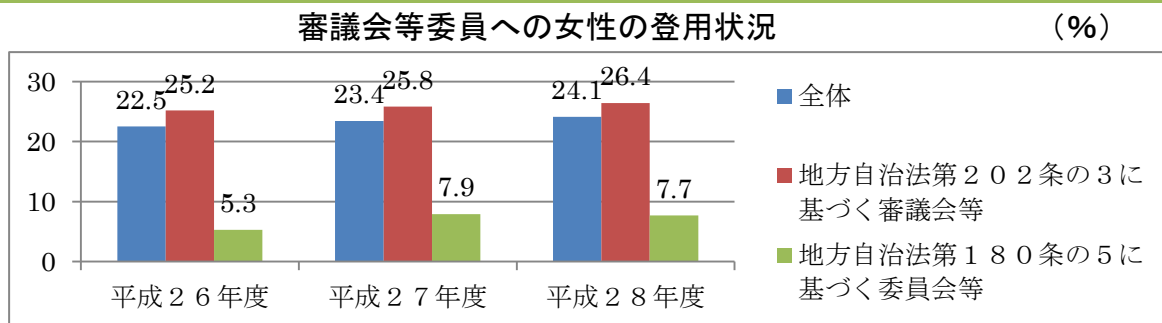
イ. 具体的な施策

○町の審議会・委員会等の委員として、女性を積極的に登用するよう努めます。
(全関係課)

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
審議会等委員への女性の登用	24.1%	H28	30%	H34

エ. 参考指標



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

目指す姿

地域の一人ひとりが自分たちの住む地域の状況について関心を持ち、地域活動に男女が共に参画でき、男性と女性の意見がバランスよく取り入れられた活動ができています。

ア. 現状・課題

- 固定的性別役割分担意識が根強く、地域社会での方針決定の多くが男性に委ねられています。
- 男性と女性の意見がバランスよく取り入れられた地域活動を行うことが必要です。

イ. 具体的な施策

- 地域協議会等の委員として、女性を積極的に登用する取組の推進(企画課・各支所)

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
役員への女性の登用	18.6%	H28	30%	H34

施策3. 女性リーダーとなる人材の育成

目指す姿

女性が、職場や地域などあらゆる場所における方針決定過程の場に積極的に参画できるように、人材の育成が図られています。

ア. 現状・課題

○男性中心の社会が形成された中で、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、方針決定過程へ女性が積極的に参画できる環境であるとは言えません。

イ. 具体的な施策

- 女性リーダーとなる人材の育成・支援（町民課）
- 行政区長等に女性を積極的に登用する取組の推進（総務課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
女性リーダー育成研修参加者数	—	H28	20人	H34

施策 4. 町の方針決定過程への女性の参画の推進

目指す姿

町が率先して女性の登用を進めることで、町内の企業、団体における方針決定過程への女性の参画に積極的な働きかけができています。

ア. 現状・課題

○北広島町の町職員の管理職に占める女性の割合は平成29年度11%です。国は、平成32年までに指導的地位にある女性の割合を少なくとも30%程度とする目標を定めており、本町においてもこの目標を参考にしながら取組を進める必要があります。

イ. 具体的な施策

- 女性職員の採用促進（総務課）
- 女性職員の登用拡大（総務課）
- 男女のバランスのとれた職員配置（総務課）
- 安心して出産・育児ができる環境の整備（総務課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
女性職員の採用割合	38.0%	H29	50.0%	H34
町職員の管理職に占める女性の割合	11.0%	H29	20.0%	H34

※参考：第二次北広島町特定事業主行動計画

3. やさしさづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

施策1. 生涯を通じた健康づくりの推進

目指す姿

性別に関わりなく健やかで心豊かな暮らしが実現され、健康寿命(*16)の延伸が図られています。

ア. 現状・課題

- 生活環境や食生活の変化に伴い、高血圧症や糖尿病など生活習慣病が増加しています。
- まめまめきたひろしま町民アンケートによると、週1回以上何らかの運動に取り組んでいる人は36.6%であり、朝食を毎日食べる人は88.1%でした。(平成23年11月実施)
- 平成25年9月から元気づくり推進事業を、地域の集会所等で、週2回90分間、実施し、ストレッチや筋力アップの体操などを行っています。
- 食生活の改善と運動を生活に取り入れる取組が必要です。

イ. 具体的な施策

- 食についての正しい情報の普及啓発(保健課・教育委員会)
- 運動習慣定着のための正しい情報の普及啓発(保健課・教育委員会)
- 運動環境の整備(保健課・教育委員会)
- 特定健診・がん検診の受診勧奨(保健課)

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
毎日朝食を食べる人の割合	88.1%	H23	100%	H34
ラジオ体操に取り組む人の割合	16.8%	H23	30%	H34

(2) 誰もが安心して暮らせる環境整備

施策1. 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

☆

目指す姿

生活上の困難を有する人が性別に関わりなく安心して暮らせる環境が整っています。

ア. 現状・課題

- 単身世帯・ひとり親世帯が増加しており、特に女性は、出産や育児などによる就業の中断や非正規雇用が多い等、貧困などの困難に陥りやすい状況です。
- 性的指向(*17)や性同一性障害(*18)、高齢、障害、同和問題その他人権を侵害される問題で生活上の困難を生じていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合は、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

イ. 具体的な施策

- ひとり親家庭に対する就労希望者への相談・支援の実施（福祉課）
- 「北広島町障害者プラン」に基づく施策の推進（福祉課）
- 「北広島町人権教育・啓発指針」に基づく人権教育・啓発の推進（町民課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
母子父子自立支援プログラム策定利用人数	5人	H28	15人	H34

目指す姿

男女双方の視点に立った防災の取組ができています。

ア. 現状・課題

- 町の防災会議における女性委員の占める割合は5.9%、消防団のうち女性団員の占める割合は、0.2%で、女性の参画が進んでいません。
- 防災体制の整備に当たって、避難所での女性専用ブースの確保など様々なニーズに対応できるよう男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要です。

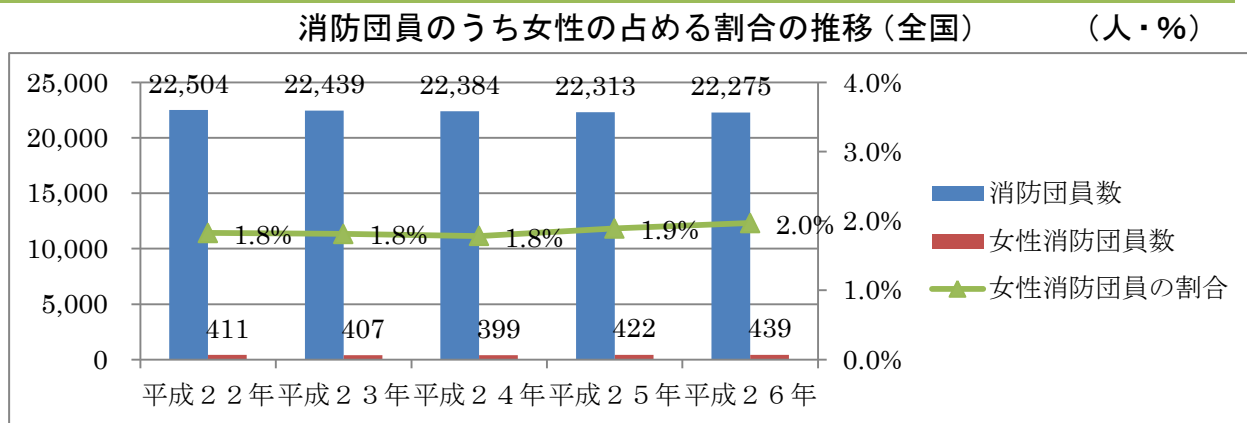
イ. 具体的な施策

- 防災体制の整備に当たっては、男女それぞれのニーズをより反映できるよう、方針決定の過程から女性の参画を推進します。(危機管理監)
- 女性消防団員の登用を進める取組(危機管理監)

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
町の防災会議の委員のうち女性が占める割合	5.9%	H28	30%	H34
消防団員のうち女性が占める割合	0.2%	H28	2%	H34

エ. 参考指標



参考：消防防災・震災対策現況調査(消防庁)

(3) 女性、子ども等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

施策1. 女性、子ども等に対する暴力を防止するための啓発

☆

目指す姿

女性、子ども等に対する暴力の根絶に向けた取組が推進され、被害が減少し、また、被害にあった場合の支援体制が整っています。

ア. 現状・課題

- 女性の安全・安心な暮らしを脅かすストーカー(*19)事案は後を絶たず、広島県警におけるストーカー事案の認知件数は年々増加傾向にあります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題になっています。広島県でも、県こども家庭センターへの児童虐待の相談は増加傾向にあります。
- 町内の関係機関が連携する「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」の組織の強化や、児童・家庭に対する適切な助言や指導などを行える体制強化が必要です。

イ. 具体的な施策

- 女性・子ども等の人権啓発の推進（町民課）
- セクシャル・ハラスメント(*20)防止に向けた啓発の取組（町民課）
- 女性に対する暴力の防止対策及び児童虐待対策のための相談窓口の設置、関係機関の連携強化（福祉課）

エ. 参考指標

指標名	現況値	年度
女性・子ども等への暴力に関する相談件数	31件	H28

施策2. 配偶者等からの暴力による被害者の保護や支援等の施策の推進

目指す姿

配偶者等からの暴力（DV）(*21)の被害者が、身近な地域で安心して相談ができ、適切な支援を受けることにより、心身ともに安定して暮らすことができる環境が整っています。

ア. 現状・課題

○DV防止のための若年層を中心とした予防教育の実施、暴力の未然防止に向けた啓発を推進しています。（福祉課）

○DVの被害者に関する相談窓口の周知や相談しやすい環境づくり・支援体制の充実と関係機関との連携を行っています。（福祉課）

イ. 具体的な施策

○DV防止のための啓発の推進（福祉課）

○DVの被害者に関する相談・支援体制の充実と関係機関との連携（福祉課）

ウ. 個別目標

指標名	現況値	年度	目標値	年度
若年層を中心とした予防教育の実施	—	H28	2回	H34
若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識	—	H28	50%以上	H34
相談しやすい環境づくりの推進「相談窓口を知らない」と答えた人の割合	—	H28	8.4%以下	H34

◆資料

○北広島町男女共同参画プラン（第3次）策定の経過

日 程	内 容
平成29年4月27日	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 町長挨拶 ・ 役員選出 ・ 諮問 ・ 策定要領、スケジュールの説明
平成29年8月7日	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の体系の検討 ・ 基本的な視点、方向性の検討
平成29年9月25日	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の検討
平成30年1月29日	第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の最終確認・承認
平成30年2月23日	・ 答申

○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿 （敬称略）

役 職	氏 名	所属等
委員長	吉原 陽壯	人権擁護委員（千代田）
副委員長	植木 多美江	北広島町女性会（豊平）
委 員	小笠原 奏子	北広島町PTA連合会（大朝）
委 員	後藤 聖紀	公募（千代田）
委 員	白砂 江里子	公募（大朝）
委 員	棚多 里美	（公財）広島県男女共同参画財団
委 員	栃藪 宏	北広島町商工会（芸北）
委 員	藤井 真吾	芸北地域振興協議会（芸北）

○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北広島町男女共同参画基本計画を策定にあたり、北広島町における男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、北広島町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画基本計画を策定するため、調査、協議することを目的とする。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 国の委嘱を受けた委員等の代表者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 団体等を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、北広島町男女共同参画基本計画策定終了時までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は退任し、補欠の委員を委嘱する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、町民課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議において協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

○男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界（国連）	日本	広島県	北広島町	
昭和 20 年 (1945)	・「国際連合憲章」採択 ・「国際連合」発足				
昭和 21 年 (1946)	・国連「婦人の地位委員会」発足	・第 2 2 回総選挙で初の婦人参政権行使 ・「日本国憲法」公布、施行（昭和 22 年）			
昭和 22 年 (1947)		・「労働基準法」公布、施行			
昭和 23 年 (1948)	・「世界人権宣言」採択（第 3 回国連総会）				
昭和 31 年 (1956)		・「売春防止法」公布、施行（昭和 32 年）			
昭和 42 年 (1967)	・「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択				
昭和 47 年 (1972)	・1975（昭和 50）年を「国際婦人年」とすることを宣言（第 27 回国連総会）	・「勤労婦人福祉法」公布、施行			
昭和 50 年 (1975)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催（キシコシティ） 「世界行動計画」採択 ・1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までを「国連婦人の十年」と決定 目標：平等、発展、平和（第 30 回国連総会）	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置			
昭和 51 年 (1976)	国連婦人の十年	・「民法」改正、施行（離婚復氏制度）			
昭和 52 年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教室会館」（現「独立行政法人国立女性教育会館」）開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・女性行政の総合窓口を「民生部青少年婦人対策室」に設置 ・「婦人問題行政連絡協議会」設置		
昭和 54 年 (1979)		・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」＜女子差別撤廃条約＞採択（第 34 回国連総会）発行（1981（昭和 56）年）		・「青少年婦人課」設置（「青少年婦人対策室」改組） ・「広島県婦人対策推進会議」設置	
昭和 55 年 (1980)		・「国際婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・＜女子差別撤廃条約＞署名、批准、発効（昭和 60 年）	・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出	
昭和 56 年 (1981)		・ILO（国際労働機関）「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第 156 号）」及び「同勧告」を採択	・「民法」改正、施行（配偶者の相続分引上げ） ・「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和 57 年 (1982)				・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定	
昭和 60 年 (1985)		・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） 「（西暦 2000 年に向けての）婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正、施行（父母両系主義） ・「勤労婦人福祉法」を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」＜男女雇用機会均等法＞公布 ・＜女子差別撤廃条約＞批准		
昭和 61 年 (1986)			・「婦人問題企画推進有識者会議」設置（婦人問題企画推進会議）を改組	・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置 ・婦人総合センター基本構想発表	
昭和 62 年 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定			
昭和 63 年 (1988)			・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参画型社会システムへの転換～」提出 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立		
平成元年 (1989)			・「青少年婦人課」に「婦人係」設置 ・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館		

平成 2 年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人問題行政連絡協議会」を「女性問題行政連絡協議会」に名称変更	
平成 3 年 (1991)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ・「育児休業等に関する法律」＜育児休業法＞公布、施行（平成 4 年）	・「青少年女性課女性係」設置（「青少年婦人課婦人係」改組） ・「広島県女性対策推進懇話会」設置	
平成 4 年 (1992)			・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言 ・「広島県女性プラン（第一次改定）」策定 ・「女性問題行政連絡協議会」を「女性問題行政推進協議会」に機能強化	
平成 5 年 (1993)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」＜パートタイム労働法＞公布、施行		
平成 6 年 (1994)	・国連人口開発会議開催（カイロ） ・1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までを「人権教育のための国連十年」と採択	・「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」（政令）設置（「婦人問題担当室」、「婦人問題企画推進有識者会議」廃止） ・「男女共同参画推進本部」設置（「婦人問題企画推進本部」改組）	・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更	
平成 7 年 (1995)	・第 4 回世界女性会議及び NGO フォーラム開催（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	・＜育児休業法＞を改正し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」＜育児・介護休業法＞公布、一部施行、全面施行（平成 11 年） ・ILO156 号条約（家族的責任を有する労働者条約）批准		
平成 8 年 (1996)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
平成 9 年 (1997)		・「男女共同参画審議会」（法律）設置 ・＜男女雇用機会均等法＞を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（改正＜男女雇用機会均等法＞）公布、一部施行（母性保護に関する規定、平成 10 年）全面施行（募集等における女性差別の禁止等、平成 11 年） ・「労働基準法」改正、一部施行（母性保護に関する規定、平成 10 年）全面施行（女性労働者の時間外等の規制の解消、平成 11 年） ・＜育児・介護休業法＞改正、施行（育児等を行う労働者の深夜業の制限創設、平成 11 年） ・「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画」策定 ・「介護保険法」公布、施行（平成 12 年）		
平成 10 年 (1998)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申	・懇話会「21 世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 ・「広島県男女共同参画プラン」策定 ・「青少年女性課男女共同参画推進班」設置（「青少年女性課女性係」改組） ・「広島県男女共同参画推進本部」設置	
平成 11 年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「広島県男女共同参画懇話会」設置	
平成 12 年 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」＜ストーカー規制法＞公布、施行 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定		

平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」＜DV防止法＞公布、一部施行、全面施行（平成 14 年） ・＜育児・介護休業法＞改正、一部施行（育児休業の取得等を理由とする不利益扱い禁止等）、全面施行（育児等を行う労働者の時間外労働の制限等、平成 14 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進室」設置（「青少年女性課男女共同参画推進班」改組） ・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 ・「広島県男女共同参画推進条例」公布、施行（平成 14 年） 	
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申 	
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行、全面施行（平成 17 年）[平成 27 年 3 月までの時限立法] ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画」策定 	
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・＜DV防止法＞改正、施行（配偶者からの暴力の定義の拡大等） ・＜育児・介護休業法＞改正、施行（育児等休業取得対象者の拡大等、平成 17 年） 		<ul style="list-style-type: none"> ・山県東部新町建設計画に「男女共同参画共同参画社会の形成に向けた主要事業」明記 ・「男女共同参画地域入門講座」開催（旧千代田）
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京+10」世界閣僚級会合、ニューヨーク）宣言文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会ー」答申 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会に「広島県男女共同参画基本計画（改定）に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新町次世代育成支援対策行動計画」策定 ・「北広島町男女共同参画地域入門講座」開催（北広島町図書館）
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ・＜男女雇用機会均等法＞改正、施行（性差別禁止の範囲の拡大等、平成 19 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ・「人権・男女共同参画室」設置（「男女共同参画推進室」改組） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町男女共同参画地域入門講座」開催（各地域）
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> ・＜パートタイム労働法＞改正、一部施行（事業主等支援の整備）、全面施行（労働条件の文書交付・説明義務、平成 20 年） ・＜DV防止法＞改正、施行（保護命令制度の拡充等、平成 20 年） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町長期総合計画」策定（「男女共同参画社会の形成を含む基本理念」を設定） ・「北広島町健康増進計画（まめまめきたひろしま）」策定
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行（行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、平成 21 年）、全面施行（行動計画届け出義務企業の拡大、平成 23 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権男女共同参画課」設置（「人権・男女共同参画室」改組） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町男女共同参画プラン」策定 ・「国や人種が違ってても～周りの人や社会への思いやり」開催（千代田中央公民館）
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> ・＜育児・介護休業法＞改正、一部施行（公表・過料・紛争解決援助制度、平成 21 年）全面施行（育児等休業取得対象者の拡大等、平成 22 年） 		
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 50 回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京+15」記念会合、ニューヨーク）宣言文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定」に当たっての基本的な考え方（答申） ・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会に「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）に盛り込むべき項目」諮問 ・審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権・健康・男女共同参画シンポジウム（地域づくりの方向）」（千代田開発センター）
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 ・広島県男女共同参画施策推進協議会」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本の（き）」開催（北広島町役場）
平成 24 年 (2012)				<ul style="list-style-type: none"> ・「女と男がともに暮らし輝く社会」開催（北広島町役場）
平成 25 年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> ・＜ストーカー規制法＞改正、施行（規制対象の拡大） ・＜DV防止法＞改正、施行（配偶者の定義の拡大等、平成 26 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）広島県女性会議が（公財）広島県男女共同参画財団に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町男女共同参画プラン（第 2 次）」策定

平成 26 年 (2014)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行、全面施行（平成 27 年）「平成 37 年 3 月まで有効期限を延長」 ・＜パートタイム労働法＞改正、施行（正社員と差別的扱いが禁止されるパートタイム労働者拡大、平成 27 年） 		
平成 27 年 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ・男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（答申） ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会に「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）に盛り込むべき事項」諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町働く女性応援隊リレーセミナー」開催（各地域）
平成 28 年 (2016)			<ul style="list-style-type: none"> ・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町男女共同参画リレーセミナー」開催（芸北地域・豊平地域）
平成 29 年 (2017)				<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町男女共同参画リレーセミナー」開催（大朝地域・千代田地域）
平成 30 年 (2018)				<ul style="list-style-type: none"> ・「北広島町男女共同参画プラン（第 3 次）」策定

平成十一年法律第七十八号 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

平成二十七年法律第六十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推

進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければなら

ない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日

後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------------	--

○用語解説

	用 語	解 説
* 1	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。
* 2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 27 年に制定。平成 28 年 4 月から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられ、同様のことが従業員 300 人以下の企業にも努力義務とされる。
* 3	エソールひろしま大学	男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、(公財) 広島県男女共同参画財団が実施する事業の一つ。男女共同参画の基礎的な理解を深めることができる「基礎講座」と、対象と目的を絞った複数のプログラムを設けた「応用講座」がある。
* 4	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
* 5	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61 年に施行。平成 11 年には、募集、採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。
* 6	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される。個人のライフスタイルやライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できること
* 7	家族経営協定	農業を営む家族が、経営や家族生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益分配、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書にすること
* 8	認定マーク「くるみん」	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。
* 9	子育て世代包括支援センター	子育てに関する総合的な相談や支援をワンストップで行える機関

	用語	解説
*10	ネウボラきたひろしま	母子保健と子育て支援が一体となった切れ目ないサポート体制を作り、安心して妊娠・出産・子育てができる北広島町を目指すもの。ネボラとは、フィンランド語で「ネボ」=アドバイス、「ラ」=場所を意味する言葉
*11	ファミリー・サポート・センター事業	サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助事業
*12	待機児童	保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申し込みがなされているが、満員のため利用できない児童
*13	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの
*14	放課後子ども教室	地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業
*15	審議会等	地方自治法第180条の5及び第202条3の規定により設置している委員会・審議会等
*16	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均
*17	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
*18	性同一性障害	生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態
*19	ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人
*20	セクシャル・ハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること
*21	配偶者等からの暴力(DV)	配偶者や交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的な暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。

北広島町男女共同参画プラン（第3次）

平成30（2018）年3月策定

編集・発行 北広島町 町民課 人権・生活総合相談センター
〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田495番地1
TEL (0826)72-5020 IP 050-5812-5020
<http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/>